

業 務 説 明 資 料

1 委託名

新綱島駅自転車駐車場詳細設計業務委託

2 業務目的

相鉄・東急直通線の新駅（新綱島駅(仮称)）の整備を契機として、地下駅となる新駅の上部を活用したバス乗降場等、都市基盤施設の整備を図るとともに、新駅周辺のポテンシャルを生かした駅前にふさわしい土地利用を誘導していくため、土地区画整理事業等を実施しています。

新綱島駅自転車駐車場は、土地区画整理事業施行区域の道路区域に地下機械式として整備するものであり、新駅開業に合わせた供用開始により、放置自転車対策及び新駅整備による自転車駐車場需要へ対応するものです。

本業務は、自転車駐車場の仕様を決定し、工事着手に必要な自転車駐車場の詳細設計を実施するものです。

3 履行期限

契約締結の日から令和3年3月19日まで

4 履行場所

港北区綱島東一丁目地内

5 業務概要

(1) 地下機械式自転車駐車場の仕様の決定

ア 地下機械式自転車駐車場の配置について

配置について、以下の考え方を整理する。

- ・道路区域内の指定の位置に南側に1基、全体で4基以内配置（別紙1）
- ・駐輪台数972台以上（約1,000台）を確保
- ・子乗せ自転車用スライド式サイクルラック技術基準【平成30年11月 一般社団法人 自転車駐車場工業会】の適応対象車両に対応

イ 現地条件を踏まえた工法及び施工について

新駅開業（令和4年度下期）に合わせた供用開始及び構造物の品質確保等を踏まえ、以下の考え方を整理する。

- ・本地区の特性である軟弱地盤及び高地下水位への対応
- ・新駅構造物への近接による影響
- ・施工中における周囲への影響（騒音、振動等）対策

ウ 維持管理について

事業継続の妥当性やランニングコストの平準化等を踏まえ、以下の考え方を整理する。

- ・ 竣工後 20 年間の運用における定期点検や機械部品交換等の維持管理計画の策定
- ・ 機械トラブル時の対応
- ・ 災害時の対策及び対応

エ 利用者の利便性及び安全性等について

利用者ニーズや街づくりとの整合が図られた、利用者の利便性及び安全性等について、以下の考え方を整理する。

- ・ 利便性の確保
- ・ 安全性の確保
- ・ 将来を見据えた新たなサービスの導入
- ・ 周辺のまちづくりと調和した入出庫口デザイン

(2) 自転車駐車場詳細設計

決定した地下機械式自転車駐車場の仕様を基に、工事発注に必要となる詳細設計を行う。

- ア 関係法令の整理（建築基準法、消防法、道路法等）
- イ 土木詳細設計
- ウ 建築詳細設計
- エ 設備詳細設計
- オ 鉄道近接影響検討
- カ 新駅や土地区画整理事業等の関連事業と連携した施工計画策定
- キ 工事費及び数量算出
- ク 関係機関協議資料作成

6 成果品の提出

(1) 本業務の成果品は次のとおりとし、受託者は履行期限までに納入すること

- ア 報告書（A4ファイル綴じ） 1部
- イ 電子媒体（CD-RもしくはDVD-R） 正副各1部
- ウ その他監督員が指示したもの

(2) 成果品作成等に当たっては、委託者と協議し、委託者の指示に従うこと。

(3) 成果品の納入先は、次のとおりとする。

横浜市港北区綱島西 1-8-9 501 号
横浜市都市整備局綱島駅東口周辺開発事務所

7 その他

- (1) 提案書を作成するにあたり、直接、横浜市以外への問い合わせはしないこと。
- (2) 受託後、速やかに業務計画書を作成し、横浜市へ提出すること。

- (3) 業務執行にあたっては、横浜市と常に連絡を取って十分な打ち合わせをし、その指示によって行うこと。必要に応じ、業務ごとにその案を提出し、指示を受けた後業務を進めること。
- (4) 本業務において不明な点が発生した場合は、随時、横浜市と受託者との間で十分な協議を行い、決定するものとする。
- (5) 本業務の内容は、横浜市の指示又は重大な問題点が生じた場合は変更可能とする。この変更により契約金額の変更などを必要とする場合は、速やかに横浜市と受託者が協議し、決定するものとする。
- (6) 受託者は、あらかじめ業務に従事する受託者の従業員（以下「業務従事者」という）及び業務従事者から責任者を選任し、その氏名を横浜市に通知するものとし、当該業務従事者を変更する場合も同様とする。
- (7) 受託者が選任した業務従事者について横浜市が不適合であるとして異議を申し出たときは、受託者はその扱いにつき横浜市と協議しなければならないものとする。
- (8) 受託者は、労働法規その他関係法令に基づき業務従事者に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、業務従事者に対する業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとする。
- (9) 本業務の執行にあたって知り得た本市の情報及び個人情報の取扱いについては十分注意し、本業務の執行中及び完了後においても他へ開示、漏えい及び目的外利用をしてはならない。
- (10) 受託者は、業務遂行にあたっては、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (11) 受託者は、契約書の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (12) 責任者は、受託者の代理人として業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理、情報セキュリティ教育の実施等を行うものとする。
- (13) 受託者は、業務の遂行において、疑義が生じた場合又は重大な事故があった場合は、直ちに横浜市にその旨を報告しなければならない。
- (14) 仕様に定めのない事項については、委託者に確認し、指示を受けること。

